

農林水産省公益通報に関するガイドライン

制 定 平成18年3月31日付け17消安第13896号
一部改正 平成23年9月1日付け23消安第2938号
農林水産省消費・安全局長通知

第1章 総則

(目 的)

第1条 このガイドラインは、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、農林水産省において、外部の労働者からの公益通報を適切に処理するための手順等を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 法第2条第1項に規定するもののうち、農林水産省に属する職員以外の者から通報されたものをいう。
- (2) 公益通報者 法第2条第2項に規定するものをいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定するものをいう。
- (4) 連絡調整課 次に掲げる各項目に定める機関においては、当該各項目に定める課とする。

ア 農林水産政策研究所	大臣官房政策課
イ 植物防疫（事務）所	消費・安全局植物防疫課
ウ 動物検疫所	消費・安全局動物衛生課
エ 動物医薬品検査所	消費・安全局畜水産安全管理課
オ 農林水産研修所	大臣官房秘書課
カ 森林技術総合研修所	林野庁森林整備部研究・保全課
キ 森林管理局	林野庁国有林野部管理課
ク 漁業調整事務所	水産庁漁政部漁政課

- (5) 消費生活課長等 地方農政局にあっては消費・安全部消費生活課長、地方農政局の地域センターにあっては総括農畜産安全管理官、北海道農政事務所にあっては消費・安全部消費生活課長、北海道農政事務所の地域センターにあっては総括農畜産安全管理官、沖縄総合事務局農林水産部にあっては消費・安全課長をいう。
- (6) 消費者相談担当者 本省にあっては消費・安全局に置かれる消費生活

専門官、地方農政局にあっては消費・安全部消費生活課に置かれる消費者行政専門官、地方農政局の地域センター、北海道農政事務所消費・安全部及び北海道農政事務所の地域センター並びに沖縄総合事務局農林水産部にあっては消費者相談担当者として指名されたもの並びにこれらの機関が使用しているアドバイザー等をいう。

第2章 具体的対応手順

(公益通報受付窓口)

第3条 農林水産省における外部の労働者からの公益通報の受付窓口は、本省にあっては「消費者の部屋」とし、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター並びに沖縄総合事務局農林水産部（以下「地方農政局等」という。）にあっては「消費者の部屋」又は「消費者相談コーナー」とする。

(公益通報等が公益通報受付窓口にされた場合の対応)

第4条 公益通報又は公益通報に該当する可能性があるもの（以下「公益通報等」という。）が公益通報受付窓口にされた場合には、消費・安全局消費者情報官付消費者情報官補佐（消費者相談班）（以下「消費者情報官補佐」という。）、消費生活課長等又は消費者相談担当者は、次の各号に掲げる事項のとおりに対応するものとする。

- (1) 公益通報受付窓口において、消費者相談担当者が通報を受けた際に、当該通報が公益通報等であると判断した場合には、第5号に規定する場合を除き、別記様式1による公益通報等整理票を作成し、本省にあっては消費者情報官補佐、地方農政局等にあっては消費生活課長等に速やかに回付する。
- (2) 地方農政局等において、前号の規定に基づき回付を受けた消費生活課長等は、回付された通報の内容を精査し、当該通報が公益通報等であると判断した場合には、第5号に規定する場合を除き、当該公益通報等整理票を消費者情報官補佐に速やかに回付する。
- (3) 本省において、前2号の規定に基づき回付を受けた消費者情報官補佐は、回付された通報の内容をさらに精査の上、当該通報が公益通報等であると判断した場合には、第5号に規定する場合を除き、当該通報に係る通報対象事実についての処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）に関する事務を所掌する本省の各課（大臣官房統計部統計企画管理官、消費・安全局消費者情報官、経営局保険監理官、農村振興局農

村整備官及び水産庁漁業保険管理官を含む。以下同じ。)の担当者に、当該通報が公益通報等に該当するおそれがあることを通知した上で当該通報等整理票を回付する。また、あわせて、当該通報に対応後、公益通報として受理したか否か及び公益通報として受理した場合に第2項第1号ウに定める措置をとったときはその内容を、消費者情報官補佐に速やかに通知するよう依頼する。

- (4) 前3号に規定するいずれの回付の場合においても、消費者情報官補佐、消費生活課長等又は消費者相談担当者は、当該通報者の秘密保持に配慮しつつ、当該通報者の氏名及び連絡先並びに当該通報の内容となる事実の把握に努めるとともに、当該通報者の秘密は保持されることを、当該通報者に対し説明する。また、当該通報に係る通報手段が訪問、転送可能な電話など当省担当者が新たな当省担当者に直ちに回付可能な状況である場合においては、当該通報者にその旨を通知した上で回付を直ちに行う。
 - (5) 第1号から第3号までの規定において、消費者情報官補佐、消費生活課長等又は消費者相談担当者は、通報又は回付された通報に係る通報対象事実について、当省が処分又は勧告等をする権限を有する行政機関でないことが明らかな場合には、当該通報者に対し、当該通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を遅滞なく教示する。ただし、当該通報が匿名の者からされた場合など当該通報者の連絡先が不明である場合にはこの限りでない。
 - (6) 第1号から第3号までの規定において、消費者情報官補佐、消費生活課長等又は消費者相談担当者が、通報又は回付された通報について公益通報等でないと判断した場合は、その旨又は情報提供として受け付ける旨を当該通報者に対し遅滞なく通知するとともに、通常の相談として消費者相談対応マニュアル（平成15年9月4日付け15消安第1471号消費・安全局消費者情報官通知）に基づき対応する。
- 2 公益通報等について第1項第3号の規定に基づき回付を受けた本省の各課の担当者は、次の各号に掲げる事項のとおり対応するものとする。
- (1) 本省の各課の担当者は、回付された通報の内容をさらに精査の上、その課室長に報告する。当該課室長が当該通報が公益通報であると決定した場合には、当該担当者は次に掲げる事項のとおり対応するものとする。

なお、通報者との連絡等は、当該担当者が行うものとする。

ア 当該通報を法に基づく公益通報として受理した旨を、当該通報者に対し、遅滞なく通知する。

イ 通報対象事実について、法令に基づいて当該担当者又はそれ以外の者（本省以外の者も含む。）が調査を行う際には、当該通報者が特定されないよう十分に配慮するものとする。

調査中は、調査の進捗状況について、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、当該通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知するよう努める。

なお、調査中又は調査の結果、当該通報に係る通報対象事実が当省ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する事実であることが明らかになった場合には、消費者情報官補佐と協議の上、当該通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を、当該通報者に対し、遅滞なく教示する。この場合においては、法執行上の問題がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を当該通報者に提供する。

さらに、調査中又は調査の結果、当該通報に係る通報対象事実に関して当省職員の関与が疑われる状況が生じた場合には、速やかに各課の属する内局又は外局の庶務課（大臣官房の部に属さない課にあつては大臣官房秘書課）及び大臣官房秘書課に情報提供する。

ウ イの規定に基づく調査の結果、当該通報について当該通報に係る通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとる。

エ ウの規定に基づく措置をとったときは、その内容を、利害関係人の営業秘密、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、当該通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

オ アに規定する通報の受理からウに規定する措置の実施の決定までの標準処理期間はおおむね3ヶ月以内とする。ただし、3ヶ月を超えることが明らかでない場合には、必要と見込まれる期間を、当該通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

カ 当該通報等の案件の処理の過程を記録するため、別紙様式2による通報等経過整理票を作成するものとする。

(2) 前号の規定において、当該通報に係る通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が当省を含め複数あることが明らかになった場合には、可能な限り、消費者情報官補佐に対しその旨を通知するとともに、当該通報者に対してもその旨を通知した上で、当該他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。

(3) 本省の各課の担当者は、回付された通報の内容をさらに精査の上、当該通報が公益通報でないと判断した場合は、その旨又は情報提供として受け付ける旨を消費者情報官補佐に対し通知するとともに、当該通報者に対して、その旨を遅滞なく通知した上で、通常の相談として適切に対応する。

(公益通報等が公益通報受付窓口以外にされた場合の対応)

第5条 公益通報等が公益通報受付窓口でない本省各機関にされた場合は、次の各号に掲げる事項のとおり対応するものとする。

(1) 当該通報が当該通報に係る通報対象事実についての処分又は勧告等に関する事務を所掌する本省の各課にされた場合には、当該通報を受けた各課の担当者は消費者情報官補佐にその旨を通知するとともに、その後の処理手順については、第4条第2項第1号及び第2号の規定を準用する。なお、同項第1号アに規定する通知を行う場合、各課の担当者は、当該通報者の秘密保持に配慮しつつ、当該通報者の秘密は保持されることを当該通報者に対し説明する。

また、当該通報に対応後、公益通報として受理したか否か及び公益通報として受理した場合に第4条第2項第1号ウに定める措置をとったときはその内容を、消費者情報官補佐に可能な限り速やかに通知するよう努める。

(2) 当該通報が当該通報に係る通報対象事実についての処分又は勧告等に関する事務を所掌する本省の各課でない本省各機関にされた場合には、次に掲げる事項のとおり対応するものとする。

ア 当該通報を受けた機関が本省又は地方農政局等の各課である場合には、各機関の消費者相談担当者に速やかに回付する。

イ アの規定に基づき回付を受けた消費者相談担当者のその後の処理手順については、第4条の規定を準用する。

ウ 当該通報を受けた機関がアで規定する機関でない場合には、当該機関は当該通報を、連絡調整課に速やかに回付する。

エ ウの規定に基づき回付を受けた連絡調整課が当該通報に係る通報対象事実についての処分又は勧告等に関する事務を所掌する本省の各課である場合には、その後の処理手順については、第1号の規定を準用する。

オ ウの規定に基づき回付を受けた連絡調整課がエに規定する本省の各課でない場合には、当該連絡調整課は当該通報を本省の消費者相談担当者に速やかに回付する。

カ オの規定に基づき回付を受けた消費者相談担当者のその後の処理手順については、第4条の規定を準用する。

キ ア、ウ及びオに規定するいずれの回付においても、当該通報に係る通報手段が訪問、転送可能な電話など直ちに回付可能な状況である場合においては、当該通報者にその旨を通知した上で回付を直ちに行う。

第3章 通報処理に従事するものの責務

(秘密保持の徹底、利益相反関係の排除)

第6条 本ガイドラインに定める通報の処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(迅速処理の原則)

第7条 本ガイドラインに定める通報の処理に従事する者は、通報を迅速に処理するよう努める。

(他の行政機関との協力)

第8条 本ガイドラインに定める通報の処理に従事する者は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、消費者情報官補佐又は当該通報に係る通報対象事実についての処分又は勧告等に関する事務を所掌する本省の各課の担当者と協議のうえ、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

第4章 通報関連資料の記録及び管理

(相談受付情報ネットワークシステムへの記録)

第9条 消費者相談担当者、消費生活課長等及び消費者情報官補佐は、通報を公益通報等として処理した際には、各通報事案の処理に係る記録を、当該通報者の秘密保持に配慮しつつ、相談受付情報ネットワークシステムに速やかに記録する。なおこの際、当該通報の記録を通常の写真と区別するとともに、公益通報として処理した旨がわかるよう記録する。

(保存年限及び管理)

第10条 各通報事案の処理に係る記録及び関係資料については、保存期間を5年として適切に管理する。なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（昭和15年法律第58号）第2条第4項に規定する保有個人情報に該当するものについては、同法（同法に基づく命令等を含む。）の規定に基づき管理する。

附 則

このガイドラインは、平成18年4月3日から施行する。